

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底と適時適切な情報開示に努めるとともに、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4】

議決権の電子行使につきましては、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましては、狭義の招集通知を英訳し開示しております。その他の部分に関しましても、外国人株主比率等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則 4-2-1】

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、インセンティブとして十分に機能する固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬については、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、役員の指名にあたり、独立社外取締役2名と独立社外監査役2名が出席する取締役会において、代表取締役会長CEOから選任基準や各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明が行われたうえで、適切な関与・助言を得て慎重に審議いたします。

また、役員の報酬の決定にあたっては、代表取締役会長CEOが取締役会から一任を受け、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、当社役員報酬決定に関する方針を定め、同方針に基づき、報酬額を決定しております。

【原則5-2】

当社グループは、中長期的なキャッシュ・フロー重視の経営を推進し、売上高経常利益率の向上を重要な経営指標とし、適正な事業ポートフォリオや経営資源の配分等に基づく、収益性、効率性の高い経営を目指しております。また、厳しく不透明な事業環境に耐えうる内部留保を確保し、強固な財務基盤の構築を維持することに重きをおき、安定した利益が確保できる収益体質の構築を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4】

当社は、取引先との安定的な取引関係の維持等を目的に、株式を保有しております。

当該政策保有株式につきましては、財務経理担当取締役が毎年個別に、保有目的の適切性や経済合理性等、経営の長期的な視点から具体的に精査・検証し、代表取締役に報告したうえで、保有の可否を総合的に判断しております。

また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値および当社の企業価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

【原則 1-7】

当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、当社と主要株主との取引につきましては、取引内容の合理性および妥当性について確認するとともに、取締役の就業取引および取締役と会社間の取引は、「取締役会規則」において取締役会の決議事項として定めております。また、取締役およびその近親者と会社との関連当事者間の取引の有無につきましては、毎年定期的に調査を実施し、監視しております。

【原則2-6】

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を採用しております。そのため、当該企業年金について、当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはありません。

【原則 3-1】

(i) 当社は、「人の企業である」「挑戦の企業である」「共存共栄の企業である」「社会的責任の企業である」という4つの企業理念のもと、「株主」に対する責任を果たし、「顧客」満足度を最大限に高め、「社員」の豊かな生活の実現を目指すことを究極の目標としております。

当社グループとしては、売上高経常利益率の向上を重要な経営指標とし、収益性、効率性の高い経営を目指しております。

また、当社グループは、知的財産権の活用によるライセンスビジネスや保有不動産の有効活用により安定的な収益を確保する不動産賃貸に係わる事業を展開する事業持株会社を中心に、原材料の供給から、企画、生産、販売に至るまで繊維製品を一貫して提供することができる当社グループの特色を生かし機動力あふれた高効率経営に徹した事業活動を積極的に展開してまいります。

また、「ダックス」を核として高級ゾーンをターゲットとしたブランド戦略を推進し、国内はもとより、アジアを中心にグローバルにブランドビジネスを展開し、事業を拡大してまいります。

(ii) 当社は、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性やリスク管理の徹底と適時適切な情報開示に努めるとともに、企業経営の効率性と意思決定の迅速化を高めることを通じて、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。

(iii) 取締役の報酬につきましては、株主総会決議の報酬額の範囲内において、代表権の有無、役位および担当職務に応じた基本報酬と、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案した賞与で構成することを方針としております。

なお、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年間300百万円以内と決議しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と、取締役および監査役候補者の指名を行うにあたっては、年齢や性別の区別なく、それぞれの人格および見識等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる責任者を指名する方針としており、知識、複数の部門における業務経験、プロジェクトや部門等のリーダーを務めた経験、海外経験等の要素を勘案し、経営会議等での十分な評価および事前審議を経て、取締役会における最終的な指名を行います。なお、監査役候補者の指名にあたっては、予め監査役会の同意を得ております。また、経営陣幹部を解任するにあたっては、就任後の実績等を総合的に勘案し、取締役会で判断を行います。

(v) 社外役員につきましては、個々の選任の理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役・監査役の選任・指名につきましては、「定時株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。

〔補充原則 4-1-1〕

当社は、法令、「定款」および「取締役会規則」等に規定された取締役会決議事項、その他の経営上の重要な事項について、取締役会の決議を経ることとしております。

また、「組織規程」等において定めた決裁権限等に基づき、業務執行の意思決定について経営陣に委任しております。

〔原則 4-9〕

当社は、独立社外取締役の選任に関しましては、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性の基準に準拠し、株主、顧客をはじめとするステークホルダーの視点から、企業価値の継続的な向上のため、公正妥当な判断を期待できる方を選任することを基本方針としております。

〔補充原則 4-11-1〕

当社は、定款にて取締役の数を15名までと定めており、現在、取締役会は社外取締役2名を含む計6名で構成されます。

また、取締役の選任に際しては、人格・見識ともに優れ、マネジメント能力や適性、これまでの業績等を勘案したうえで代表取締役会長CEOが候補者を指名し、取締役会にて知識・経験・能力のバランスや多様性について十分議論のうえ決議しております。

〔補充原則 4-11-2〕

取締役および監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼任状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類に記載しております。また、その兼任状況は取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えております。

〔補充原則 4-11-3〕

当社は、全取締役・全監査役を対象とした、取締役会全体の実効性に関わるアンケート調査を実施し、集計結果を取締役会で報告・分析いたしました。その結果、当社取締役会に上程された議案の数・内容は適切であり、また活発な議論が行われているなど、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価いたしました。今後とも毎年評価を続け、実効性の向上に取り組んでまいります。

〔補充原則 4-14-2〕

当社は、取締役・監査役に対して、就任時に当社の歴史、企業理念、事業概要、財務情報、事業戦略、社内の組織などに関する知識・情報を提供しております。就任以降も、取締役・監査役に、より経営ならびに監査機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しております。また、外部機関が提供する講習なども含め、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を習得するために必要な機会を提供、斡旋しており、その費用は会社負担としております。

〔原則 5-1〕

当社では、IR担当取締役がIR活動に関連する本社ホールディングス部門との連携を図り、電話取材やスモールミーティング等のIR取材を受け付けております。また、株主総会において出席株主から幅広い質問を受け、双方向のコミュニケーションを図ったり、当社ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針など掲載し、より分かりやすい情報発信を積極的に行うなど、IR活動を行っております。さらに、IR活動にて把握された意見などにつきましては、当社経営に資すると判断されるものはすべて取締役会に対しフィードバックし、取締役会は共有した情報をもとに適切に対応いたします。また、株主との対話に当たりましては、未公表の重要事実の取扱いにつきまして、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、社内規程「適時情報開示規程」に基づくほか、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部者取引防止規則」に基づき、情報管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,640,000	17.48
株式会社シティインデックスイレブンス	3,130,500	7.16
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,468,000	5.65
株式会社三菱UFJ銀行	2,182,000	4.99
株式会社三井住友銀行	2,170,000	4.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,957,800	4.48
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,948,000	4.46
東レ株式会社	1,641,320	3.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,087,000	2.49
株式会社りそな銀行	1,070,000	2.45

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南部 真知子	他の会社の出身者											
服部 一史	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南部 真知子	○	----	南部真知子氏は、株式会社神戸クルーザーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

服部 一史	○	服部一史氏は過去において、当社取引先である株式会社電通の業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっていません。	服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、必要に応じて監査に関する意見や情報の交換を行いながら、緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。また、当社では内部監査部門である内部統制室が中心となり、会計、業務事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的に行っていますが、監査役と内部統制室とは、日常的に緊密な情報の交換と共有をし連携しながら内部監査を行い、各事業部門において内部統制が有効に機能するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金井 美智子	弁護士										○			
小路 貴志	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

金井 美智子	○	金井美智子氏が社員を務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。	金井美智子氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小路 貴志	○	----	小路貴志氏は、公認会計士および税理士として企業における会計・税務実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度や株式報酬制度は現在導入しておりませんが、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案した賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期において、当社の取締役に対する役員報酬は次のとおりです。
取締役9名に支払った報酬 137百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、インセンティブとして十分に機能する固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。なお、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年間300百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、いずれもサポートの専従スタッフを置いておりませんが、社外取締役および社外監査役の職務が円滑に遂行できるように、社長室および内部統制室のメンバーが必要に応じて補助業務に携わる体制になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会設置会社および監査役会設置会社であり、取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)にて構成しております。取締役会は、代表取締役会長CEOを議長として原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針や経営戦略の立案と業務執行の監視や監督を行っております。監査役会は常勤監査役を議長として定期的に開催され、監査実施状況や経営状況の情報共有を図っております。また、業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、財務経理担当取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、代表取締役会長CEOを議長とし、当社およびグループ各社の取締役および各業務の責任者により構成されたグループ経営会議を原則として半期に1回開催し、グループ全体の意思決定の伝達および子会社の業務執行状況のモニタリングを行い、業績達成状況や業務執行の進捗状況を管理・監督しております。

当社は、社外取締役および監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限定額は、法令が規定する額といたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性と健全性を確保し、実効あるコーポレート・ガバナンス体制の維持強化を図ることが重要であると認識しております。社外取締役2名と、社外監査役2名を含む3名の監査役による経営監視体制は、当社の事業規模に適した機動性確保の観点からも十分であると判断し、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を法定期日より早く発送するとともに、招集通知に記載する情報は、招集通知を発送するより以前に東京証券取引所および当社ウェブサイトにより電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、機関投資家の要請により、アナリストや投資家に対して年間に数回、個別訪問のうえスモールミーティングを実施しています。 IR担当兼財務経理担当取締役が業績概況および経営戦略を説明するものです。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ (URL) http://www.sankyoseiko.co.jp/ir/ において、次のIR資料を掲載しています。 決算情報 (決算短信、四半期決算短信)、 決算以外の適時開示情報、 プレスリリース、 株主総会招集通知	
IRに関する部署 (担当者) の設置	本社ホールディングス部門が担当部署になります。同部門の社長室がIRを担当しております。	
その他	アナリストからの訪問要請 (ヒアリング) については、IR担当取締役および担当部署の責任者が対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業価値の最大化を図るために「株主」「顧客」「社員」の満足度を極大化することを目指しており、その実現のため三共生興グループの企業理念および行動指針を規定しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社ならびにその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）において、取締役の職務執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社グループの業務が適正に行われることを確保するために必要な体制の整備に関し、会社法および会社法施行規則に基づいて、取締役会において次のように決議しております。

1. 当社グループにおいて、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「企業理念」および「行動指針」に則り、当社グループの取締役および使用人に対し、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、関連する法令の周知、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス意識の向上に努める。
 - (2) コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定める「コンプライアンス規程」を制定し、これをコンプライアンスに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制を構築する。
 - (3) コンプライアンスの取組み全般に関する企画立案、個別課題についての協議・決定を行う組織として、「コンプライアンス委員会規程」に基づき代表取締役社長COOを委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の下に設置し、当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進に努める。
 - (4) 被監査部門から独立した代表取締役社長COO直轄の内部監査組織として、「内部統制室」を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社グループにおける法令・定款・社内諸規程の遵守、業務の効率性、不正、誤謬について監査し、内部統制の適正性および有効性を当社の戦略に照らして客観的かつ公平に検証し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に努める。
 - (5) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止や早期発見・是正を目的として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、当社およびグループ会社を対象とした内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に係る文書、資料や情報については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に保存および管理を行う。
 - (2) 上記の情報の保存および管理は、取締役および監査役が常時閲覧できる状態にする。
3. 当社グループにおいて、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクマネジメントに関する「リスク管理基本規程」を制定し、これをリスクマネジメントに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、リスク管理体制を構築する。
 - (2) リスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、「リスク管理委員会規程」に基づき代表取締役社長COOを委員長とするリスク管理委員会を取締役会の下に設置し、平常時における当社グループのリスク管理の推進に努める。
 - (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、「危機管理基本規程」に基づき緊急時対策本部を直ちに設置し迅速に対応する体制を取る。
4. 当社グループにおいて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため「組織規程」の整備に努める。
 - (3) 業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、財務経理担当取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、半期決算および年度予算に対する業績の進捗状況を検証するため、代表取締役会長CEOを議長として、グループ経営会議を、原則として半期ごとに開催する。
 - (4) 子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、上記(1)および(2)について、子会社は当社に準拠した体制を取る。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、各子会社において経営上の重要事態が発生した場合や重要事項を決定する場合には、「関係会社管理規程」の定めにより、当社への報告・承認を要する体制を構築する。
6. 当社グループにおいて、業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、グループとしての業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、この規程に則ったグループ経営を推進する。
 - (2) 各子会社は、当社の指導・助成により、自主性を保持しつつ当社に準拠したリスク管理およびコンプライアンス体制を構築する。
 - (3) 上記(1)および(2)に基づき、当社の内部統制室は、グループ会社のコンプライアンスおよび経営の効率性等について、適宜監査を行う。
 - (4) 当社の取締役は、グループ経営会議を定期的で開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において、当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 内部統制室等に属する使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
 - (2) 使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
8. 当社の監査役に報告するための体制
 - (a) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (2) 取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査

する場合は、迅速かつ的確に対応する。

- (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合、ならびに法令等の違反行為を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
 - (4) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、取締役および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
- (b) 子会社の取締役等および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役等および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役等および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または企業倫理ヘルプラインに通報する。
 - (3) 当社の内部統制室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - (4) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、子会社の取締役等および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
- (c) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨を「組織規程」「関係会社管理規程」において規定し、監査役への報告が阻害されない体制を確保する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に開催されるグループ経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行を監査できる。
- (2) 監査役は、稟議書等の会社としての意思決定に係る重要な書類を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を受けることができる。
- (3) 監査役は、会計監査人や内部統制室と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、断固拒することなく毅然とした態度で対応するとともに、一切の関係を遮断します。

平時においては、所轄警察署等の外部の専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努め、役職員に対し社内ホームページ等を通じて情報提供を行うことにより常に注意喚起を促しております。有事においては、所轄警察署や顧問弁護士と速やかに連携し、関係部署が協力して組織的に対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

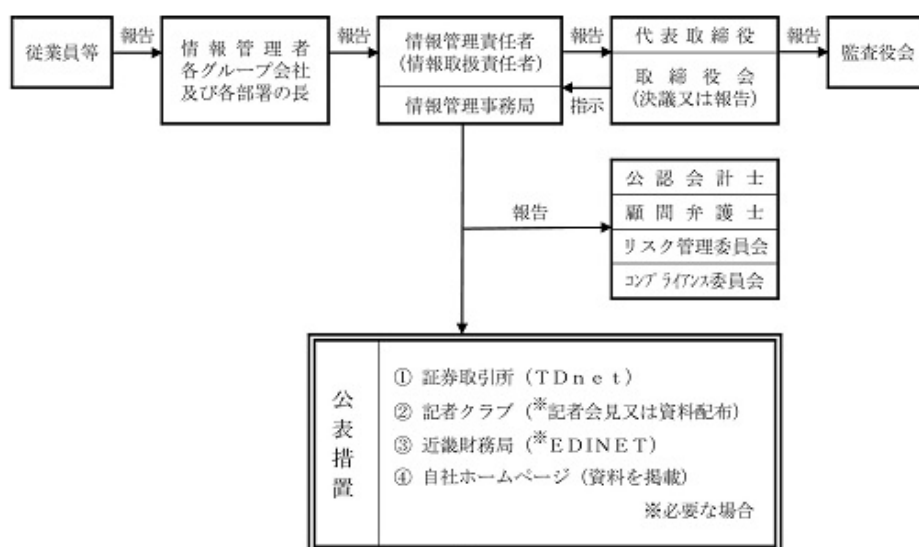
なし

該当項目に関する補足説明

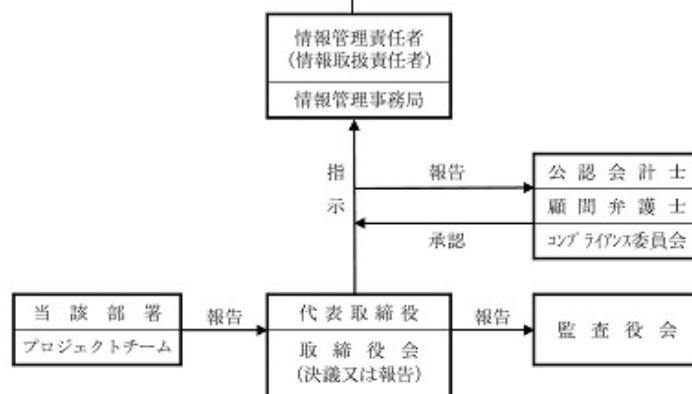
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】会社情報の適時開示に係る社内体制

<発生事実に関する情報>



<決定事項に関する情報>



【模式図】 コーポレートガバナンス体制

